

## 第52回日本少年野球選手権大会予選に向けた新型コロナウイルス感染防止対応について

緊急事態宣言下における活動について、令和3年5月28日付けで発出されたブロック通達を受けて5月20日に発出した支部通達について第52回日本少年野球選手権大会予選終了まで下記特例を追加致します。尚、特例解除は選手権大会予選終了とする。(予選敗退したチームはその時点で解除とします。)

※継続案件ですが平日練習及び県を跨いだ練習試合及び合同練習は禁止です。

### 《特例事項》

- ① 第52回日本少年野球選手権大会予選に向けた練習試合、合同練習について下記4項目を遵守する事
  - ・練習試合及び合同練習に参加できる選手は選手権大会予選に登録予定している選手のみとする。  
その他の選手は練習試合及び合同練習会場への帯同は不可とする。  
ただし受け入れ側チームにおいてサブグラウンド等行う練習は別活動と判断する。
  - ・練習試合及び合同練習に帯同できるスタッフは5名以内とする。
  - ・練習試合及び合同練習に帯同できる保護者は選手権大会予選に登録予定している選手の保護者のみとする。  
ただし下記a)及びb)に該当する保護者はチーム活動に参加できるが、その他保護者は試合観戦のみとする。
    - a) 試合準備及び進行に必要な保護者(グラウンド準備、アナウンス、審判)
    - b) チーム代表が必要と判断した保護者(熱中症等、選手ケアの対応等)
  - ・他リーグ交流戦においても上記事項を必ず遵守する事。受け入れで行う場合は相手チームにも本通達を展開し愛知県中央支部のルールに則った対応を行って頂く事。
  - ・練習試合及び合同練習へ上記以外の方の参加は不可とする。
- ② 第52回日本少年野球選手権大会予選について基本的な活動は①と同等とするが一部下記事項へ変更する。
  - ・会場へ帯同できる選手はベンチ入りの選手及び試合観戦を目的としたベンチ入り以外の3年生選手。
  - ・保護者は大会運営に必要な保護者(グラウンド整備、アナウンス)以外は試合観戦のみとする。

### 【6月15日追加】

- ・下記を条件に該当する兄弟の観戦参加を認める。
    - a) 小学生以下であること。
    - b) a)且つ近隣に預けられる親戚がいない兄弟姉妹。
    - c) 前日までに所属チーム代表の許可を得ている事。
  - ・所属チーム代表は観戦に参加する兄弟姉妹の名簿を作成し試合当日に会場本部へ提出すること。
  - ・名簿を受け取った会場責任者は速やかに名簿を支部長へ提出すること。  
尚、名簿には下記項目を記載する事。
    - 1) 選手氏名、学年
    - 2) 観戦参加する兄弟姉妹の氏名、年齢
- ※名簿のフォーマットは各チームで準備することとする。

令和3年5月29日  
(公財)日本少年野球連盟  
愛知県中央支部  
支部長 田畑 良一

《特例に対する注意事項》

- ① 令和2年10月12日発出の連盟ガイドラインを改めて確認し遵守してください。
- ② 練習試合及び合同練習、選手権大会予選いずれも選手、保護者、スタッフ以外の参加は不可と致します。
- ③ 初夏ということで暑さ対策が必要になりますが、テント下にスタッフや父兄が2 m以上の間隔を取れない状況にならないように留意する事。
- ④ 試合観戦は2 m以上の間隔をとり、マスク着用のうえで声を出さないこと。
- ⑤ 上記①-③を守れない場合は該当チーム代表の責任で処置を行う事。改善が見られない場合はグラウンド責任者、支部役員の指示で退場を命ずる。

中学3年生にとっては最後の、小学6年生にとっては最終学年初の全国大会予選です。

選手たちが精一杯戦える大会を行うために上記特例を十分理解し、実践頂くことが重要です。

練習試合及び合同練習、選手権大会予選だけでなく通常練習においても連盟ガイドラインを遵守し万全の状態が選手たちが大会を迎えられるようご協力お願い致します。